

北海道告示第10477号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年10月3日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年6月3日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

函館昭和タウンプラザ

函館市昭和1丁目401-1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 本多 貞直

札幌市中央区大通西6丁目10番地1

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
株式会社ベスト電器	午前11時	午前11時	午後8時	午後8時
株式会社ホクレン商事	午前9時	午前9時	翌午前0時	翌午前0時
ゼビオ株式会社	午前10時	午前10時	午後9時	午後9時
株式会社ツルハ	午前10時	午前7時	午後10時	翌午前0時
有限会社みつば調剤	午前9時30分	午前9時30分	午後5時30分	午後5時30分
株式会社ユニクロ	午前10時	午前10時	午後9時	午後9時

イ 来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前)

駐車場A 午前7時から翌午前0時30分まで（一部午後10時まで）

駐車場B 午前7時から午後10時まで

駐車場C 午前7時から翌午前2時30分まで

(変更後)

駐車場A 午前6時30分から翌午前0時30分まで（一部午後10時まで）

駐車場B 午前6時30分から午後10時まで

駐車場C 午前6時30分から翌午前2時30分まで

(4) 変更する年月日

平成28年5月21日

(5) 変更する理由

株式会社ツルハの営業時間を変更するため

5 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年6月3日（金）から同年10月3日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、函館市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は函館市へ問い合わせること。